

第7回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物）議事録（案）

1. 日時 平成28年2月12日（金）9：30～11：30
2. 場所 一般財団法人 自然環境研究センター 7階 会議室
3. 出席者

（座長） 角野 康郎

（委員） 勝山 輝男 黒川 俊二  
小林 達明 高橋 新平  
西田 智子 濱野 周泰  
藤井 伸二

（環境省） 曾宮外来生物対策室長  
立田外来生物対策室長補佐  
森川外来生物対策係長

（農林水産省） 菅野大臣官房政策課環境政策係長

4. 議事

【環境省 森川外来生物対策係長】 今日は朝早くからありがとうございます。定刻より少し早いですが、委員の先生方、事務局側のほうも皆さん揃いましたので、始めさせていただきます。第7回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物）を開催いたします。

進行を務めさせていただきます環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の森川と申します。よろしく願いいたします。

開会に当たりまして、野生生物課外来生物対策室室曾宮より御挨拶申し上げます。

【環境省 曾宮外来生物対策室長】 委員の先生方、おはようございます。もう年度末でございまして、先生方、入試だとかいろいろと学内行事とかもお忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。

この植物の専門家グループ会合ですけれども、この植物に先立ちまして両生・爬虫類、魚類と特定外来生物の指定ということで専門家の皆様に議論をしていただいております。今回の指定は昨年の外来種リストの作成を受けて、かなり網羅的に検討を進めてきたものです。今、特定外来生物は110種類指定されていますけ

れども、法制定約10年ですけれども、法制度ができた直後に80種類ぐらいとかなり大幅に指定をした後は、1種類とか2種類とか、少しずつ指定をしてきておりますけれども、そういう意味では、法の施行直後以来の大規模な指定ということで、いろんな意味で注目を集める指定になるのかなと思っています。

本日につきましては、植物の指定について忌憚のない活発な御議論をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【森川係長】** 本日の検討会ですが、公開で開催させていただいております。また、検討内容については、本日の出席者に事前確認をさせていただいた上で、議事録、議事概要として環境省ホームページで公開いたしますので、御承知おきください。

また、本日の座長につきましてですが、これまで角野委員にお願いしておりましたが、本日も角野委員にお願いしたいと事務局で考えておりますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

**【森川係長】** ありがとうございます。御賛同いただきましたので、以降の進行につきましては、角野座長にお任せいたしたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

**【角野座長】** それでは、私、角野が引き続き座長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、早速ですが、お手元に準備いただいております議事次第に従いまして議事を進めます。

まず、議題(1)は、今回指定の考え方についてということで、資料1に基づきまして、事務局から説明をお願いいたします。

**【森川係長】** 資料1について御説明いたします。

今回の特定外来生物の指定の考え方として、まず、A4、1枚の資料1をご覧ください。1.に位置付けと記載しております。先ほど申し上げましたとおり、平成27年3月に公表しました生態系被害防止外来種リストを受けて、現時点で指

定が可能と考えられる外来種について指定に向けた検討を進めていきたいと考えています。

なお、以下のところで記載しておりますが、今後の指定に関する考え方等については、各分野の専門家グループ会合を受けて開催する特定外来生物等専門家会合（全体会合）において意見を伺う予定としております。

2. 本年度の特定外来生物の指定の全体方針についてです。生態系被害防止外来種リスト掲載種のうち、被害の未然防止効果が高い、特に定着予防外来種及び総合対策外来種のうち定着段階が侵入初期/限定分布、また、小笠原・南西諸島のものを候補として考えていきたいと考えています。お手元の資料の中に冊子で生態系被害防止外来種リストがあるかと思えます。そこに付箋をつけているページをご覧くださいますと、外来種リストは、よく御存じの先生方もいらっしゃると思いますが、そこにカテゴリー区分図が設けてございます。定着予防外来種、いわゆる青枠で塗られている部分のカテゴリーに属するものと、総合対策外来種、黄色のカテゴリーに属しているもののうち特に侵入初期/限定分布等のものについて今年度は検討を進めていくこととしたいと考えております。

また、今申し上げました区分に該当しない場合についても、現時点で指定すべき種については指定候補として検討していくことを考えています。

続きまして、資料1に戻りまして、(2)生物分類群別の方針についてです。今年度は、被害の未然防止効果が高い種が多く、また、ペット・観葉植物等としての利用はあるものの、現時点では利用が少ない種が存在する爬虫類、両生類、魚類、そして今回の植物を対象として、特に検討を進めてまいりたいと考えています。

その他の分類群については、今回の指定後に検討を進める予定としております。

その下でございます本日の会合の植物についてです。外来生物法による未然防止効果が高く、迅速に指定可能な種類を指定候補として検討を進めていきたいと考えています。また、中でも旺盛な繁殖力を持っており、急激な分布拡大のおそれのある水草類やイネ科植物を主な対象として検討を進めていきたいと考えています。

なお、観賞用として多く栽培等されている種については、意図的または非意図

的な放出の防止に係る普及啓発という取り組みもあわせて実施していくことを考えています。

資料1の一番下に今回の指定候補種4種を載せております。

また、今後のスケジュールですが、今、グループ会合を開いておりまして、その後、3月に全体会合を開催することとしております。また、本日のグループ会合及び全体会合で御了承いただいた種については、7月ごろをめどに特定外来生物指定を考えております。

以上です。

**【角野座長】** どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。この考え方については今までも議論してきたことですし、割と一般的な原則を述べているのですが。

**【勝山委員】** 1つだけ気になるのが、植物のところ「外来生物法による・・・」からでいいのですけれど、「急激な分布拡大のおそれのある水草類」は、水草自体が日本の環境としてはかなり脆弱なところに生えているのでいいのですが、次の「イネ科植物」というのは理由がないのではないかと思います。たまたまビーチグラスが対象になっているから入れたのかもしれませんが、全体的な意味からいったら、イネ科植物だから対象になるというのは当たらない気がします。

**【角野座長】** ここの書き方は、なぜイネ科植物だけが出てくるのかというのは私も気になっているところですが、何かありますか。

**【森川係長】** まさに途中でおっしゃられたとおり、ビーチグラスを今回の対象としていることもあったので、ここに「イネ科植物」ということを入れています。

**【西田委員】** なぜイネ科かと言われたときに、科ごとの単位で特定の科に外来植物として被害を及ぼしているものがあるかどうかという統計的な比較をした論文では、イネ科とキク科が挙がっているのと、やはり利用という面を考えると、もし本当

に危ないものであれば事前にとというのは、イネ科植物は、逆に言えば利用の機会が多いので、利用する側にとってはちょっと厳しいところはあるかもしれませんが、そういった意味でイネ科とあるのは特に違和感はないように感じました。

【角野座長】 イネ科植物は牧草とか緑化植物として非常にたくさん使われていて、きちんと指定しないと種類もなかなか識別できないとかいろいろな課題があって、これはイネ科植物だけに限定した書き方ではないので、そういう意味で挙がっているということですよ

【藤井委員】 できれば「イネ科、キク科等」と入れていただいて、このリストを見ればイネ科とキク科が圧倒的に多いので、そういう意味でいうと、イネ科を出してキク科を落としているという整合性がとれないので、多いというのであれば、実際、今回、ミカニアが候補に挙がっているわけですし、イネ科とキク科を並列していただいたほうがいいと思います。

【角野座長】 そうですね。その辺の考え方もこの会合の議論で出たということで、これに加筆することは問題ありませんね。

【森川係長】 そうですね。承知しました。

【角野座長】 ほかに御意見、御質問、いかがでしょうか。

【黒川委員】 一番最初の「現時点で指定が可能」という根拠がわからなかったのですが、例えば（緊急対策外来種のうち）1種だけまだ今回の対象になっていないですよ。それが外れる理由もわかりにくいので、アメリカハマグルマが対象にならなかったのがなぜなのか。今回指定されれば、それ以外全部、このカテゴリーは特定外来生物になると思うのですが、それだけ外れる理由がわからない。恐らくこの現時点で指定が可能かどうかというところで判断されたと思うのですが、この「現時点で指定が可能と考えられる」というだけだとよくわからないと思ったのですが、何かあれば教えてください。

【角野座長】 その辺の問題は、指定の可能性は何でもあるのですが、指定することに意味があるのかとか、有効な対応ができるのかとか、そういうこともいろいろ含めてあると思うのですが、そのあたりを環境省から。

【森川係長】 特定外来生物に指定をすると各種行為の規制で、運搬や保管、もちろん栽培することも全て規制されます。アメリカハマグルマの話は、後ほど質問でも出るかなと思っておりましたが、そういった観点からすると、例えば非常に多く流通しているとか、沖縄では既にまん延状態で、街路樹の脇にも生えていたり、畑にも一面びっしり生えていたりとかということを考えると、運搬も規制される法律という意味で、かなり厳しい行為規制が発生するので、例えば農作業をされている一般の方でも、少し土壌を運ぶだけでも法律に抵触する行為になってしまったり、宅地造成等で土砂を搬出する場合、搬入する場合も、ありとあらゆる行為が全て法律に抵触をする行為になってしまうということを考えると、社会的な影響がかなり大きい。それより現時点では、どちらかというところ普及啓発等の取り組みを進めていくという考え方で、今回はなかなか指定に踏み切れないのではないかと。そういった点で、現時点で速やかに指定をすることができて、それが、かつ外来生物法に基づく規制行為の効果が高いものを、ちょっと言葉足らずではあると思うのですが、ここでは「指定が可能」という言葉で表現をさせていただいているところでございます。指定に当たっての課題がかなり多くて、将来的なところはあろうと思うのですが、現時点での指定が可能という点で、今回の候補種を選んでいきます。

【角野座長】 納得されましたか。

【黒川委員】 現時点で指定することが有効と考えられるものを指定する候補とする、ということだとわかりやすいと思うのですが、指定が可能、不可能というのがもしあるのだとすると、その辺は根拠が必要になってくると思うので、考え方として、「現時点で指定することが非常に有効と考えられるもの」というほうが一般的にはわかりやすいと思います。その辺はどうですか。

【藤井委員】 「指定が可能」という言葉が、先ほど角野先生がおっしゃったように、指定をやりうと思ったら全部できるのではないかというふうに、普通に言葉で言えばとられるので、であるならば、黒川先生がおっしゃるように、有効な防除ができるものから順に指定していくんだというような形で文章を改めていただいたほうが誤解がないと思います。指定した後、当然、法律で規制される。それは防除ということになるので、具体的に言えば有効な防除ができるものから指定していくという考え方ですね。それがわかりやすくなるような形で改めていただくとありがたいです。

【森川係長】 有効という観点だと、例えば今回、アメリカハマグルマについては、今、南西諸島の幾つかの島で、もはや入っているところではかなりまん延状態になっていると思うのですが、それ以外の島に出さない、そういうことを防ぐという観点では、多分有効な種に入ると思います。ただ、今私が申し上げましたとおり、もう既にまん延している島では、先ほど申し上げたような課題がある。そういった点で、今回候補からは外れることとなります。なので、有効なという、またちょっと幅広く入り過ぎてしまうので、今回の指定は、まず、有効な種の中から可能な種について早急に進めさせていただきたいと考えています。

ただ、今後については、もちろん先ほど申し上げましたとおり、そういった課題をどのように対応していくかということ踏まえて指定候補種として検討をする可能性は当然あるかなと考えておりますので、「有効な」だけだと、また少し言葉が足りないのかなと思っております。

【角野座長】 その点については、「有効な」というのに言い換えるというのではなくて、もう少し書き加えてもいいわけで、黒川さんや藤井さんが言われたように誤解のないようにすること。そのほうが我々がよって立つ考え方が明確になるわけですので、そのあたりは御検討いただきたいと思います。

【森川係長】 はい。

【高橋委員】 今の考え方の件ですけれど、今回ビーチグラスが入っていると思うのですが、これは多分、日本での分布状況はまだわかっていない。危険性がある、要するにそういう可能性があるという、その辺の考え方が、このビーチグラスを指定するかどうかというところに大きく影響すると思うので、既に日本に自生しているという事実がない種類まで、今海外にあるものまで対象にした考え方をしていこうとしているということだと思っておりますが、その今の基本的な考え方に関して伺います。

【森川係長】 参考資料4を見ていただいているかと思いますが、このビーチグラスについては侵入予防外来種というカテゴリーに入れておまして、国内に未侵入というものです。この種による被害が海外で生じているため、今回、我が国でも被害が生じるおそれがあるということで、この外来種リストに掲載したという経緯がございます。まさにおっしゃられたとおりですけど、今回の指定の考え方としては、未然防止という考え方に立って指定候補種を検討していくという考え方に基づいて、今回、ビーチグラスを候補種として入れさせていただいています。

【角野座長】 侵入を予防するという観点から指定した例は今までもスパルティナ・アングリカというのがあって、それが指定されていたおかげでヒガタアシが入ったときに迅速に対応できたという前例もありますので、この考え方は堅持すればいいと思います。

この考え方について、ほかにいかがでしょうか。生態系被害は明らかだけれども、外来生物法で特定外来生物に指定することの意味というか有効性がどこまであるのかということも、種類がたくさんあることは事実なんですね。外来種対策はこの外来生物法だけではないので、そのほかどんな取り組みが必要なのかといったことについては、最後に議論する時間を設けておりますので、そこでもう少し議論したいと思います。

考え方について、もう少し誤解のないように改めていただきたいという意見が出ましたが、この件については、ほかにないようですので、次に進めたいと思います。

議題(2)は今日のメインの議題で、特定外来生物等（植物）の選定についてとい



うことです。これは資料2と資料3に基づいて事務局から説明をお願いいたします。

【森川係長】 それでは、資料2と資料3に基づいて御説明をさしあげます。

資料2の左上ホチキスページと資料3を横に並べていただきながら御説明させていただければと思いますので、御用意いただければと思います。

資料2のほうは小出から御説明します。

【事務局】 それでは、資料2について説明させていただきます。

まず初めに、ビーチグラスについてです。ビーチグラスは、先ほど御質問のありましたとおり、リストでの扱いは侵入予防外来種となっております。原産地はヨーロッパの海岸地域で、定着実績は、海外で広く導入されていて、今のところ日本での利用、あるいは定着の情報はないという種類です。

評価の理由ですけれども、日本にはまだ侵入していませんけれども、海外で侵略的な外来種とされていて、日本にももしも導入された場合は、海岸砂丘に生育する在来植物と競合、駆逐するおそれがある。それから、海岸に生育するということですので、海水で分布を拡大することなどから、海岸域の生態系を改変し、海岸砂丘等に生息する在来動物の生息環境に影響を及ぼすおそれがあるというのが評価の理由です。

被害の事例ですけれども、日本にはないですから、海外の事例になります。生態系に係る被害ですけれども、密生した茎により在来植物と競合、駆逐し、種の多様性が低くなるとされています。それから、不安定な砂地に適応した植物で、密生した茎が砂の移動をしにくくすることで、海岸の砂の移動がしなくなって地形が変わってしまうということが海外では起こっているということです。こういう形で海岸の植生とか地形が変化することを通じて、無脊椎動物群集や絶滅危惧種の鳥類の生息環境に影響を及ぼすことが海外で報告されています。以下にオーストラリアとニュージーランドとアメリカ合衆国で、具体的にどこでどのような生物が影響を受けているかという事例が挙げられています。

次をめぐっていただきますと、被害に係るその他の情報として、ISSGのリストで世界的に侵略的な草本の1つに挙げられています。それから、別のデータ

ベースで環境雑草、有害雑草などとされています。

被害をもたらしている要因ですけれども、特に社会的な要因のほうで、海外では砂丘の砂留めに植栽されるということで、同じ目的であれば日本でも今後利用される可能性がなくはないということでリストに掲載されているということです。

特徴並びに近縁種、類似種などについてですけれども、先ほどありましたようにイネ科植物で、オオハマガヤ属になります。オオハマガヤ属は在来種にはないのですけれども、近縁種のオオハマガヤという似たイネ科の植物が日本でも導入されて一部に分布している状況です。

その他の関連情報として、海外では生態系に悪影響を及ぼすということで防除が実施されている事例を挙げてあります。

**【森川係長】** ビーチグラスを指定するとした場合、資料3の一番上にございますとおり特定外来生物については種ビーチグラスを指定、また、未判定外来生物は特段なし、種類名証明書の添付が必要な生物としてはオオハマガヤ属全種とすることを考えています。

**【事務局】** では、続きまして2種類目のツルヒヨドリについて説明いたします。資料2の5ページになります。

リスト上の取り扱いは緊急対策外来種となっています。原産地は北アメリカと南アメリカの熱帯地域。定着実績ですけれども、世界各地の熱帯地域、亜熱帯地域を中心に分布をしています。日本では、1984年に沖縄県うるま市で発見されており、その後、沖縄本島中部一帯で繁茂して、その後、西表島にも侵入したという報告があります。

評価の理由ですけれども、卓上配付の写真など見ていただくとわかりますように、つる植物でありまして、つるでいろいろなものに絡みつきながら厚い藪を形成して、森林の林冠まで覆うように繁茂する植物です。日本での分布範囲はまだ非常に限られているのですけれども、海外で侵略的な植物とされていて、今後、小笠原とか南西諸島にまん延した場合に固有の在来植物と競合し、駆逐するおそれがあるということから、今後の分布拡大によって在来の生態系に大きな被害を

及ぼす可能性があるということを評価の理由と考えております。

被害の事例、生態系に係る被害ですけれども、現在、日本では沖縄本島中部一体で繁茂しているところですが、ツルヒヨドリについて具体的な被害事例はまだないのですけれども、専門家の中にはノアサガオ並みの被害が予想されるということで、ノアサガオは同じようなつる植物で、宮崎県でまん延して在来植物を駆逐してしまっているのです。南西諸島・沖縄では、このツルヒヨドリが同じような状況を生じさせるだろうということを考えている専門家がいます。

経済・産業に係る被害ですけれども、これも日本ではまだ特に被害はないのですけれども、海外では熱帯地域で普通に見られる雑草で、紅茶、ゴム、バナナ、牧草、水田でも深刻な影響を及ぼしているということです。

被害に係るその他の情報ですけれども、世界の侵略的外来種ワースト100に挙げられている種類です。そのほかにも幾つかの文献で、海外では侵略的な植物であるという指摘があります。

被害をもたらしている要因ですけれども、生物学的要因としては環境への適応性が、暑いところにある植物ですけれども、その中ではいろいろ広い場所に生育できる種類である。タネで増えることができる。つるで伸びて破片からも増えるということもあるのですけれども、アレロパシー物質を放出して、それが侵略性に一役買っているのではないかという指摘もあります。

(2)の社会的要因ですけれども、日本では、今、本種が利用されているという情報ははっきりないのですけれども、種小名はわからないのですが、観葉植物としてミカニアという植物が流通、利用されています。

7ページの特徴並びに近縁種、類似種ですけれども、先ほど御指摘がありましたようにキク科の植物で、ツルギク属です。ツルギク属は、熱帯地域に約430種類がありますけれども、在来種はありません。日本での記述ですけれども、幾つか違う学名で記載されたことがあったり、和名が混乱しているような記載もあるのですけれども、現時点で日本に定着が確認されているのはツルヒヨドリ (*Mikania micrantha*) 1種となっております。

その他の関連情報で、海外では除草剤などを使った防除が行われているという状況です。

【森川係長】 ツルヒヨドリについては、特定外来生物の指定は種ツルヒヨドリ、未判定外来生物は特になしで、種類名証明書の添付が必要な生物としてはツルギク属全種と考えております。

【事務局】 続きまして、次の種類のナガエモウセンゴケについて説明いたします。資料2の9ページになります。

リスト上の扱いは重点対策外来種になっています。原産地はアメリカ北部及び東部、イギリスを含むヨーロッパ全域とされています。定着実績ですけれども、日本では2004年までに岡山県や千葉県で確認されています。本州に限らず外来モウセンゴケ類の確認状況が、湿地の地面に穴をあけてミズゴケに包まれた状態で植え込まれているということが確認されていることから、マニアが意図的に持ち込んでいるのではないかと考えられています。

評価の理由ですけれども、貴重な湿地の絶滅危惧種などと競合し駆逐したり、絶滅危惧種を含む在来種の遺伝的攪乱を引き起こしたりすることにより、在来の生態系に大きな被害を及ぼす可能性があります。特に本種に関しては意図的に植えられたものが問題を引き起こしているため、早期の排除、拡散防止が望まれると考えております。

被害の事例ですけれども、生態系に係る被害で、モウセンゴケ類は在来種もありますので、そういったものと競合する。それから、こういうモウセンゴケが生えている場所が貧栄養湿地なので、そういう場所に生えている在来植物に脅威を与える植物であるとされています。既に定着が確認されている県では、生態系に影響を及ぼす外来種などという形でリストに挙げられています。それから、モウセンゴケ類は雑種をつくることが可能で、このナガエモウセンゴケと在来種のモウセンゴケとの自然雑種が確認されていることから、遺伝的攪乱を引き起こす可能性があるという指摘をされています。

被害をもたらしている要因の生物学的要因ですけれども、貧栄養湿地に植え込まれているということと、植えられたもの以外に種子生産、種子繁殖をしているということがあります。また、それ以外にも栄養繁殖をしていて、むかごをつくって増えたりとか茎を伸ばして増えたりということで、繁殖力が割とある植物となります。

社会的要因ですけれども、小さくて割と地味な植物なので、花壇などに植えられるような一般の園芸植物ではないのですけれども、食虫植物という特殊な種類ということもあって、教材や研究材料になりやすくて、それ以外にも、食虫植物の愛好家がありまして、そういう人たちによって栽培されているということがあります。食虫植物ブームがあって広く栽培されたこともあるのですけれども、園芸店でそんなに広く並んでいる植物ではないけれども、愛好家には利用されている植物になります。

特徴並びに近縁種、類似種などについてですけれども、モウセンゴケ属が世界に約100種類あるとされています。日本にも在来種が10種類あります。

その他の関連情報ですけれども、既に日本国内で防除が行われていまして、11ページに岡山県の例が書いてありますけれども、岡山県の湿地で抜き取りによる防除が行われているのですけれども、特にモウセンゴケ類が植えられている場所が貴重な湿原に植えられてしまっているということで、防除の際に立ち入り、抜き取る時にほかのものと一緒に抜けてしまうということで、防除そのものも、やらないと増えてしまうけれども、やれば負担がかかってしまう種類ということが特に問題になっています。

**【森川係長】** ナガエモウセンゴケについては、特定外来生物の指定は種のナガエモウセンゴケ、未判定外来生物はなし、種類名証明書の添付が必要な生物としてはモウセンゴケ属全種と考えております。

**【事務局】** それでは、最後にエフクレタヌキモについて説明いたします。資料2の13ページになります。

リスト上の位置づけは重点対策外来種です。原産地は北アメリカ東部とされています。日本では1990年に静岡県で野生化したという記録がありますが、それはその後消失したということですが、そうした記録以外に、それ以前から兵庫県、大阪府でも野生化が確認されている種類です。

評価の理由ですけれども、自然性の高い貴重な生態系である、ため池や湿地に生育する希少な水生植物と競合し、駆逐する。外来のタヌキモ類が幾つかあるのですけれども、その中でも特に本種は生態系への影響が深刻な種類と考えられます。その理由の1つが、水面だけでなく水底近くにまで繁茂してしまうため、

水生の生物相への影響が大きく、防除が困難であることから、今後、分布が拡大した場合、在来の生態系に大きな被害を及ぼす可能性があると考えております。これも卓上配付の写真を見ていただくと、上から見るときれいな花が咲いていて特徴的な葉っぱが見えるのですけれども、水中も繁茂している状態になる種類です。

被害の事例ですけれども、日本国内で何かが駆逐されたという報告はまだないので、成長が早い上に、分枝が立体的で、葉の密度が高いために容易に水中の空間を占有するという性質を持っています。本種に限らず幾つかの外来ミミカキグサ類は、貧栄養湿地において脅威を与える外来植物として専門家に指摘を受けています。

被害に係るその他の情報で、海外でも環境雑草、有害雑草などとされている種類です。

被害をもたらしている要因で、14ページを見ていただきますと、日本で種子繁殖をしているかどうかはわからないのですけれども、これも誰かという確定が難しいかもしれないのですが、恐らく食虫植物マニアによって放流されたもので、自然に分布を拡大するというよりは、誰かが意図的に持ち込んで、そこで増えているということは考えられています。

社会的要因ですけれども、これも食虫植物で、観賞用の食虫植物として一部の愛好家に利用されている種類です。

特徴並びに近縁種、類似種ですけれども、タヌキモ属は世界で214種類あるとされています。在来種は18種類あるとされています。

その他の関連情報ですけれども、防除の最後のところに、水中に非常に密生する植物で、水中に密生している状況だと外来種だということがわかりにくいし、発見もしにくいということで、侵入に気づくのが遅れてしまいやすい植物で、そうすると根絶が困難になるため、リスクの大きな外来種であるという指摘があります。

**【森川係長】** エフクレタヌキモについては、特定外来生物の指定はエフクレタヌキモ種1種で、未判定外来生物については特になし、種類名証明書の添付が必要な生物としてはタヌキモ属全種と考えております。

以上で資料 2、3 の説明を終わります。

【角野座長】 どうもありがとうございました。それでは、候補種 4 種についての説明をいただいたのですが、まとめて議論したいと思うのですが、順番にやったほうが話の筋道がつくと思うので、今回の候補種としての提案に対する御意見、異論も補足意見も含めてあればと思います。

まず、1 番目にビーチグラスは、侵入を予防しようという意図で指定候補に挙がっているわけですが、この選定についていかがでしょう。御質問、御意見をお願いします。

【藤井委員】 勝山先生に教えてほしいのですが、既に日本の各地で緑化で使われている *breviligulata*、オオハマガヤとこれは結構形が違うのですか。すごく似ているのですか。

【勝山委員】 オオハマガヤは雰囲氣的には日本にあるハマニンニクに似ていますね。この写真を見ると、これのほうが細くて、葉っぱも細くてすっと伸びている。

【藤井委員】 小穂が小さくて、花序全体も小さいのでかわいらしいですね。

【勝山委員】 小穂の構造は、属が同じだから当然似ているのだけど、生態的に似た雰囲気は、オオハマガヤはハマニンニクに似ていますね。

【藤井委員】 こっちのほうが束生するという感じです。

【勝山委員】 そうです。

【藤井委員】 オオハマガヤは地下茎でつながっていて、ぽん、ぽん、ぽんですよね。

【勝山委員】 ただ、読むと地下茎で同じように増えるというようなことで書いてある。

【藤井委員】 束生の性質が強いと、どうしても砂を集めてしまうので危ないですね。

【角野座長】 海外では、実際に砂丘とかでの砂留めに利用されているわけで、ある意味、販売ルートがあると思います。日本でもこれを導入しようということにならないとも限らないので、それを未然に予防しようという意図だと思うのですが、これを候補として選定することについて、いかがでしょうか。御意見、質問、どんなことでも結構です。

【藤井委員】 これは写真を見る限りオオハマガマよりも危なそうですね。密生するという感じですね。

【勝山委員】 わからないです。

【角野座長】 密生して砂を留めるという生態で利用されているのでしょうから、これが日本に入ってきた場合には、砂浜の在来の生態系に大きな影響を与えることは十分予想されるわけで、しかも、どこかの業者がほいっと導入しかねない。

【藤井委員】 既にオオハマガヤもかなりリスクが高いと思っているのですけれども、それと同等というのであれば未然に防いだほうがいいでしょうね。

【角野座長】 このビーチグラスについて、侵入予防ということで、これはある意味、この植物会合の先見の明というか。

【勝山委員】 そうなんですよ。意義としてはスパルティナのときの例みたいに、イネ科はもともと皆さんの気が付くのが遅くなりやすいので、そういう意味で危険なものは特定外来種に指定していったって、スパルティナもそうですけど、普通はこの手のものは意図的に海岸の緑化材料としていいと思って導入されていくので、大体やるとしたなら民間じゃなくて公共工事でやられるのではないかと思います。そういう意味での防止策にはなるけれども、ただ、スパルティナの場合と違って砂浜の砂丘環境で、この種類は僕も実際には見たことがないので、そういう湿っ



た環境のところに入ってくるのかどうか。砂浜だけだと、頑張って何をやっても、今まで日本で緑化はほとんど成功しないでしょう。さっきのオオハマガヤも砂を留めるのになかなかうまくいっていないですよ。そういう意味で、果たして砂地のこういうところで、明るい環境だけを好んでいるとすると、入ってきて意外と日本の海岸では繁茂しない可能性もあるのかなと思ったりしますけどね。

【藤井委員】 ただ、強烈な根茎だと思うので、後で気がついて抜こうと思ったら無理です。これは重機でないと、砂丘で50cmとか1 m下に入っているのです、オオハマガヤでもそうですけど、抜けと言われたら、もうあれは不可能です。だから、もう事前に。

ただ、気になるのは、既に入れられている *breviligulata* はOKでビーチグラスは何でだめなのか、同じ属でよく似た生態を持っているじゃないかと言われたときに、きちんと説明がつくのかということですね。もちろんまだ入っていないから、それを防ぐというのは1つの根拠ですが、やっぱりそのときにはオオハマガヤも、やっぱりあれは問題がある。現実に緑化しているところだけでじっとしてくればいいですけど、そうでないところの自然砂浜に入ってしまった場合は、オオハマガヤは確かに緑化という形では失敗ですが、在来種を駆逐するという点では問題で、そこは例えば新潟砂丘とか能登半島の河北潟の北にある砂丘に行くと緑化植栽をして砂留めをしようとしているところを外れてかなり増えていますよね。もし聞かれた場合には、そういうことがきちんと説明できるような資料は準備しておいたほうがよい。なぜオオハマガヤがOKで *arenaria* がだめなのかと言われたときには、オオハマガヤも問題がありますが、今回は海外から入ってくるのをまず止めるということを中心に置いて指定しましたという形の説明を考えておく必要があると思います。

【角野座長】 近縁種とか生態的特性がよく似た種類で既にそういう影響が危惧される種類もあるということも踏まえて、日本への侵入を未然に防止する対象としてビーチグラスを指定するということですね。

【黒川委員】 関連でいいですか。そういう意味で、同属でほかの種がどれぐらいあるのか全然知らないのですが、未判定外来生物で何も指定しないですよ。種類名証明書でビーチグラスでないということがわかれば導入可能になってしまう。その辺、わからないのであれば、そこで改めて検討する必要があるかと思うのですが、同属で異種はあまりないものですか。

【角野座長】 葉っぱだけだったら同定できないかもしれないという、それについてはいかがですか。

【藤井委員】 たしか北米のフロラではそんなに種類はなかったと思います。わずかで。だから、今のところ、ほかのよく似た種類がわあっとあるということは心配しなくてよかったと思います。

【黒川委員】 わかりました。

【角野座長】 それでは、このビーチグラスを特定外来生物の候補にすることについては、特に御異論ないというふうに判断させていただきます。

次に、ツルヒヨドリの選定について御意見や御質問をいただければと思います。

【西田委員】 これを指定すること自体には問題ないかと思うのですが、先ほど黒川委員からも出ました、なぜアメリカハマグルマが指定されないかについてと、緊急対策外来種になっていて、移動をとめることに一定の効果があると考えられる状況であれば放っておくのかというか、国としては何もせずに、検討はしたけれども、いろいろな理由で特定外来生物にはすぐ指定できないので、今回は見送るという判断をするだけなのかというのは、やっぱり説明が要るのではないかと思います。

【角野座長】 そのあたりはさっきも少し触れられましたが、確かにこれはみんなが疑問に思うことですので、もう1度確認のためお願いします。

【森川係長】 今回、アメリカハマグルマも当然候補として我々は考えていたのですが、先ほど申し上げましたとおりまん延している諸島では、そこら辺にある雑草のごとくハマグルマがある。特定外来生物になると強めの行為規制がかかってくるといふ点で少し課題がある。違法状態が乱立するということと、違法性を問えばさまざまな事業において違法性を問うことになってしまう。そういった状況になることが必ずしもアメリカハマグルマ対策としてよろしくない。社会的な影響が大きいという点で、今回候補からは外しているという状況です。

ただ、おっしゃられたとおり、アメリカハマグルマが問題であるという点については、沖縄に環境省の那覇自然環境事務所がございますけど、沖縄には那覇事務所が管轄する国立公園も多数あって、そういったところにもハマグルマが侵入している。侵入をしていて、分布が国立公園の中でもかなりまん延している状態にあるので、今、那覇自然環境事務所でハマグルマ対策について、特に自然環境保全上重要な地域では防除等の対策を進めていくこととあわせて、ハマグルマが問題のある植物であるということ啓発するための事業も進めているところですので、指定だけが全てではない。指定せずともとり得る対策という意味では、外来種リストをベースに緊急対策外来種に入っているという点を踏まえて、防除等の対策をしっかりと進めていくことは、我々としても考えていきたいと思っています。

【黒川委員】 今回の指定の考え方でいった場合に外れるということはわかりますけれども、一般の人からすると、もう既にまん延期に入っているものまで特定外来生物には指定されているわけで、そういう意味では、そことの区別がつかないですよ。

それともう1つ、このリストの中で、「実効性・実行可能性」は⑤で防除手法が開発されているということが記載されているので、そうすると、今指定すると管理できるのではないかとはいふふうにも見えるわけですね。それがどうしてもちょっとわかりにくいと思うので、その辺、例えばこの会議の議題には挙げたけれども、議論の中で今指定することが適さないとなったという議事録があれば、検討の上でならなかったとなると思うのですが、議題にも挙げなかったということについては、説明が相当丁寧でないと感じます。

**【森川係長】** おっしゃるとおり、我々としても外来種リストの緊急対策外来種の中で、今回ツルヒヨドリが指定されるとアメリカハマグルマだけになる。先生方からも御指摘いただいたように、まん延しているという観点でいけば、例えばオオキンケイギク等とも同じような状況に見られる種はあるのではないかという点の一般的に生じる疑問があるというのは重々承知しているところです。その上で、今回の候補として挙げてはいないですけど、防除等の対策をまずは進めていくことと、先ほど私が申し上げた課題、指定をすることによって生じる規制との関係、いろいろなところで違法な行為が乱立してしまったりとか、それを違法性として問えば、もはや何もできなくなってしまうというところの課題等を今後解決できるのかというところが特定外来生物指定をするか否かのラインになってくると思います。その点は重々承知した上で、今回はハマグルマについては候補としてはなかなか挙げることはできない。ただ、議事録としては、おっしゃるとおり、こういった議論があったというのは残りますし、先生方からの疑問としていただいたという点は、那覇の事務所とも共有していき、ハマグルマ対策は法律に指定しない中でも、リストの中で緊急対策外来種に位置づけられているという点でしっかり進めてはいきたいと考えます。

**【角野座長】** 特定外来生物に指定ということはしないけれども、対策はとって進めるということで、それと同時に、かなりまん延している種類について、どういう有効な対策があるのかということを考える1つの事例でもあります。

**【藤井委員】** 議事録として候補に挙げないとか指定をしないということですか。それとも、今後これについては継続審議をするのか。その辺が不明確で、私としては継続審議をしてほしいと思います。候補としないところで決めてしまったら、もう二度とないということなので、個人的な希望としては、今回はいろいろ問題があって指定ができなかったけれども、候補のままずっと置いて、今後どういう形でそれが指定できるかという方法を検討する。そのために啓発とかもあるでしょうし、そもそも指定してしまうと、お家に生えているものを草刈りするだけでも、その草刈りした後の処分をどうするのか、届けなければいけないのかということ

になりかねない問題が出てくるので、それはクリアしなければいけない問題です。だから、まだここではペンディングにしておくという形の議事録にしていたくことを希望したい。

**【勝山委員】** 今回のでここが一番嫌だなと思ったんですよね。というのが、生えている場所が、アメリカハマグルマは海岸の隆起サンゴ礁で、海岸の隆起サンゴ礁は、沖縄では希少種が結構出てきて、ある意味で守るべき場所ですよね。ツルヒヨドリのほうは、はっきり言って林縁の、どちらかという人かなりいじくったところで、実際に沖縄のうるま市のあたりでも見えますけど、日本でいえばしようもないものが生えているような環境です。だから、両方とも挙げないのだったら、まだいいけれど、沖縄県の条例との関係でいっちゃうのではないかとどうしても勘ぐられてしまうので嫌ですね。

**【角野座長】** かなり重要な御指摘だと思うのですが、いかがでしょうか。

**【藤井委員】** ツルヒヨドリに関しては、もし九州南部に入った場合、茶畑を壊滅させるじゃないか。要するに、葉を刈り取るとき、つるのものがいっぱい混じる可能性があって、これは農業的にはかなり大変な問題だろう。しかも、つる植物なので茶畑に入ってしまった後、コヒルガオと同じで、どうなるかということになりますから、特に畑にこれ以上広げないという意味では意義があると思います。ただ、野生植物に関しては勝山委員がおっしゃるように、ハビタットの的には人里っぽいところに生えるものなので、東南アジアに行ってもそうですが、そんなに大きい問題があるかと言われると難しいです。

**【角野座長】** 特定外来生物に指定するには、やっぱりそれなりの効果を期待してターゲットを絞っているわけです。アメリカハマグルマが緊急対策外来種になったときは、隆起サンゴ礁でのびのびやり方がひどいということで琉球大学の横田さんから、ぜひ入れるべきだという意見があって入れたわけですね。それを今指定すると法律の運用面などでいろいろ課題があるということで今回は見送ったということですが、藤井さんが言われたように、指定しないという結論ではなくて、諸事

情を考えて今回は指定しないけれども、緊急対策外来種として特定外来生物の指定も含めて、今後、継続審議するという形で、できればこの場ではおさめておくべきだと思うのですが、環境省としてはそれで問題ありませんか。

**【立田室長補佐】** それは問題ない。植物は、緊急対策外来種がほとんど特定外来生物になっているのですけれども、例えば、爬虫類でいえば緊急対策外来種になっているアカミミガメも今回の対象としていませんが、指定しないという結論をつけたわけではない。今までの特定外来生物の検討は、このリストがなかったので、挙げたものを議論するという形だったため、指定しないという判断があった。今回、リストに残っているという形ですので、それは今後、指定しないという結論を出すものではないと思っています。

**【角野座長】** では、アメリカハマグルマについては継続審議ということで、これからもまだいろいろ資料を集めたり状況を見きわめることを期待したいと思います。

ツルヒヨドリのところ、ミカニアが観葉植物として流通、利用されているということがありますが、こういう状況で近縁種を未判定外来生物に全然指定しなくてもいいのでしょうか。

**【森川係長】** 我々の考え方としては、このリストの選定のときにも、属として問題視すべき種については属として、例えばスパルティナだったらスパルティナ属としてリストにも載せておりますので、このツルヒヨドリについては、同じ属の別の種について、諸外国、海外での被害事例も特に挙がっていないため、リストでもこのツルヒヨドリのみを挙げているという考え方をしておりますので、特段、今時点でツルヒヨドリが属する属の別種については未判定外来生物に指定することは考えておりません。

**【角野座長】** そういう事情がはっきりしておれば問題ないと思います。

このツルヒヨドリを指定候補とすることに関して、ほかに御意見等ございましたらどうか。

【藤井委員】 1点気になるのが学名です。7ページの真ん中よりちょっと上あたりに「Catalogue of Lifeでは、*M. micrantha*、*M. scandens*、*M. cordata*ともに provisionally accepted nameとしている」その上の邑田・米倉リストでは、*M. micrantha*と*M. cordata*を別なものとしているということで、学名上の取り扱いによる混乱があるみたいです。これは確認をして、もし全部シノニムであれば、*M. micrantha*を採用して*M. scandens*はシノニムだとか、あるいは*M. cordata*は別種だということを整理しないと、これは*M. micrantha*じゃないよ、*M. scandens*だと言われたら、実は同じものなのに流通するということになります。それは、人によって採用する学名が違うので、シノニムであるならばシノニムを全部入れてくれないと困る。調べろと言われたら、また調べますけど、学名に関しては、その整理をしてほしいと思います。

【森川係長】 ありがとうございます。御指摘いただいた件は事務局で確認させていただきます。

【角野座長】 学名と和名の混乱ですね。ぜひよろしくお願いします。

【事務局】 私もこれは気になったのですがけれども、邑田・米倉さんではツルヒヨドリを*M. micrantha*、ツルギクは*M. cordata*という形に整理をしていて、ツルヒヨドリは帰化植物として日本にある、ツルギクは外国産の植物という形で整理をされています。

【藤井委員】 要するに、米倉さんは、これは別のものだと考えた。

【事務局】 そうですね。

【藤井委員】 それは別のものと考えるという人もいれば、同じもの考える人もいるということです。そこの整理を、例えばCatalogue of Lifeに従えば全部一緒とかですね。

【事務局】 Catalogue of Lifeではsynonymではなくてそれぞれ別種という形になります。

【藤井委員】 *M. micrantha*だけでいいということですか。

【事務局】 邑田・米倉とCatalogue of Lifeに従えば別種という形です。

【藤井委員】 その上の太刀掛・中村と竹松・一前が混乱しているという理解でよろしいですね。

【事務局】 過去の日本の文献には*M. cordata*とか*M. scandens*で記載されているので、ちょっと気になったのですが。

【藤井委員】 今の3つが別種ということであれば、上の太刀掛・中村と竹松・一前は全部*M. micrantha*に読み替えるべきですね。

【事務局】 別種で日本にあるのを*M. micrantha*だというのは、ここには書いていないのですが、写真図鑑を最近書かれた植村さんにも、日本の過去の文献では*M. cordata*とか*M. scandens*になっているけど、写真図鑑では*M. micrantha*を採用されていますが、ということで（リスト作成時に）確認しています。

【藤井委員】 それは確認していただいて、例えば公表するときに過去の日本のこれこれの文献では*M. micrantha*ではなくて*M. cordata*という学名を使い、これでは*M. scandens*という学名が使われているという注記が必要かと思います。

【事務局】 そうですね。説明が必要な種類かと思います。

【角野座長】 竹松その他はどちらかというところと園芸分野の文献ですので、園芸の世界で使われているのと正式の最新の分類学的な知見とちょっとずれていると思います。ですから、その辺を整理して、これだということが誤解のないようにしていただ



きたいと思います。

【勝山委員】 多分*M. micrantha*は、今日本に入っているものはこの*M. micrantha*でいいだろうと思うのですが、*M. scandens*と*M. cordata*がシノニムかということは、別種だとしても、これが実態としてどんなものなのか。結局そこにはいかないと、この3種とも非常にそっくりで、どれも入ってきても不思議じゃないようなものなので、スパルティナのときだってそうですよね。*anglica*でいったんだけど、実は*alterniflora*とそっくりじゃないですか。しかも、こっちも問題があったということで、後からスパルティナ属という形でやっていったので、これについても、太刀掛さんとか竹松・一前さんとか、皆さん*M. cordata*とか*M. scandens*とかつて間違えているということは、かなり似たところがあって、生態的にも似たところがあるのではないかと思います。そうだとしたら、今、日本には入っていないけれども、*M. cordata*も*M. scandens*も一括で指定したほうがいいような気がします。

【藤井委員】 あるいは未判定外来生物のところに残りのものを放り込んでおくとか。

【勝山委員】 そうですね。この*M. scandens*と*M. cordata*を調べないといけないと思います。

【藤井委員】 ちょっと危険ですよ。東南アジアのフロラを見ても混乱している気がします。図鑑によって*M. micrantha*と思うのだけど*M. cordata*というのものもあるみたいなので、実態が幾つあるのか。

【角野座長】 どなたの見解に従えば一番いいのかというのはちょっと問題ですけど、専門家の藤井さんなどと相談されながら、もし問題があるようなら、それについては対応していただければと思います。

では、ツルヒヨドリを指定候補種とすることについては御異論ありませんね。

( 異議なし )

【角野座長】 では、次はナガエモウセンゴケの検討をしたいと思いますが、いかがでし

ようか。食虫植物で、特にマニアの方が自然の湿地に植えている。そこでは在来種のモウセンゴケとの交雑が起こったり、そういうことも既に確認されているということで、生態系被害は明らかなんですね。これを指定することは、自然界に植えることとか流通の規制になるので、それなりの効果を狙っての指定だと思うのですが、御意見はいかがでしょうか。

**【藤井委員】** これは指定することに問題はないと思うのですが、ナガエモウセンゴケもエフレタヌキモも同じですが、いかにきちんとマニアに啓発するかです。そこをとめてしまえば、本来は売っていても、家の植木鉢だけの話であれば、食虫植物でまず問題になるはずがないです。これを指定する大きな目的は、角野座長がおっしゃったように、完全にこれは意図的な原因しか考えられないので、きちんとそれを啓発して、そういうことはなくすようにするという事。

**【森川係長】** まさにおっしゃるとおり、これまでも普及啓発という点で、植物についてはまだ足りていなかった部分が多かったと思っているので、その点は、今回のことも踏まえて、今後ほかにも同じような種をつくらないようにするという観点でも普及啓発はしっかりやっていくということは、今まさに考えているところです。

**【角野座長】** 普及啓発は社会一般に対する普及啓発と、この場合、食虫植物マニアに対して、栽培するときにルールがあるのだということを徹底することが必要かと思えます。

ナガエモウセンゴケの指定に関して、いかがでしょうか。モウセンゴケ属は非常に種類が多いのですが、ナガエモウセンゴケを特にターゲットにしたというのは、実際に被害の報告があることとか、ちゃんとこれを指定する根拠があることが、この種を選んだ理由と考えていいのですね。

**【森川係長】** はい。

**【角野座長】** 本種を候補種とすることに御異論ないでしょうか。

( 異議なし )

**【角野座長】** そうしましたら、次にいきまして、今回もう1種類、エフクレタヌキモという、これも食虫植物マニアには一部の熱烈なファンがいる種類ですが、これを指定することに関して御意見はいかがでしょうか。

これは日本で一番広がっているのは、多分兵庫県だと思います。私はその現場をよく見ているのですが、最初にたくさん見つかったのは六甲山にある池ですが、最近はその周辺の、その辺の池じゃなくて山の中の非常に環境のいい自然度の高い池に誰かが放り込むんですね。そういう事例が増えていまして、本当にびっしり増えているという事例をいくつか知っています。そういう意味で、生態系被害は非常に大きいので、確信犯というか愉快犯というか、そういう人がやっているのかもしれませんが、「おもしろい」とやる人が増えたら困るので、これは規制することに私は賛成ですが、御意見はいかがですか。

**【藤井委員】** 実際、私もいくつかで見ているので、やっぱりこれは指定すべきだと思います。先ほどのものと同じで、きちんと普及啓発をしていただく。放流しなければもう問題はないもので、ただ、オオバナイトタヌキモは検討しなかったのかというのが、ちょっと気になります。

**【角野座長】** いえ。検討したのですけれども、今回候補から外れた理由は、1つは、分類学的な取り扱いの問題で、最近の流れでは在来のイトタヌキモと同じ種類で、その変異のうちだということです。ただ、日本のイトタヌキモとアクアリウムプランツとして入っているのは全く別の系統だということは明らかなので、対策は必要です。そういう問題と、ちょうど私の研究室で院生が研究しているのですが、どこでも育つものではないようです。だから、そういうことも含めて、これももうちょっと見守ろうかなというところです。

**【藤井委員】** 同一種にはめてしまうのだったら、分類学的にそうだったら指定は難しいですね。

【角野座長】 難しいし、アクアリウムショップでイトタヌキモとして売っているものを買って帰ってきたらオオバナイトタヌキモというケースが非常に多いです。

【藤井委員】 気になるのは、ミカワタヌキモと一緒に入るとぐっちゃぐっちゃになってどうしようもない団子状態のマット状になったりするので、1回入ってしまうとアウトなので、これも今後どうするかということですが、さっきのものと同じで、2種類に限らず売っているものをむやみやたらに池とか湿地には戻さないという形の教育、啓発をしていただくようにと思います。

【角野座長】 どういう普及啓発が必要かといった問題は、最後の時間でまた少し議論したいと思いますが、エフクレタヌキモを選定の候補種として全体会議に上げることについては御異論ありませんか。

( 異議なし )

【角野座長】 そしたら、このエフクレタヌキモも指定の候補種として挙げたいと思います。ただ、私が気になるのは、ナガエモウセンゴケにしてもエフクレタヌキモにしても、現在栽培している人が少ないと思います。そういう人たちが、これが特定外来生物になったとあって、どういう行動をとるかということにはちょっと気になっています。だから、その辺のケアはしたほうがいいのではないかな。

【藤井委員】 一番危険なのは、野外に放逐する。一定の期間を設けて、保健所とかそういうところで全部回収しますよとか、そういうことをしないと。私も特定外来生物ではないですけど、何か問題になった植物で相談を受けたことがあって、奥さんが電話をかけてきて、電話の向こうで御主人は、「そんなもん、その辺に捨ててしまえ」と怒鳴っている声が聞こえるわけです。電話をかけてくる人はまだいいですけど、そうじゃなくて、何かよくわからないから、だめになった瞬間、その辺にぽんと捨てるという可能性はすごく高い。だから、そこを考えて実際の公表とかをしていただかないと、各都道府県の関係機関には一気に問い合わせがきて、これどうしたらいいですか、ということになる。そしたら、そこでとりあえず全部預かって処分するのかどうかということのもあわせて準備をしておかないと、多分

大混乱になると思います。

**【角野座長】** 食虫植物マニアは自分のところに温室をつくったり、ものすごくお金をかけて大事に大事に育てています。それをだめだと言う場合は、何か対応が必要だと思います。

**【濱野委員】** 教えていただきたいのですが、この種子がため池とか清水域ですよ。水鳥に運ばれて行くだろうと思うのですが、この付着性はどうかなのでしょう。実は滋賀県で関係しているため池で、今年行ったときにほとんど覆われてしまっていて、地域の方は「花がきれいだから」みたいなことを言うのですが、これはちょっとまずいのではないですかとは言いました。以前は水抜きをして干していたということがあったけど、最近はずっと水を抜かずにそのまま、周辺から流れ込む水があるものですから、水質もそんなに悪くないんですね。水鳥への付着性はどうかのかなということと、また最近、水抜きがブームのようですけれども、そういう活動はこれの抑制には効果があるのかお伺いしたい。

**【角野座長】** 水鳥に付いて運ばれるということは、これから産地が増えれば増えるほど、そういう機会はあるので、今はマニアが放り込んでいるものでも、将来的には水鳥によって分布拡散する可能性は十分にあると思います。

それと、完全に冬に水抜きをして干すと、オオクチバスと同じように相当効果があると思います。そういうことを最近しなくなっているというのが増加の1つの背景だと思います。

**【藤井委員】** 補足ですけど、水鳥で運ばれるというのは、本当に膨大な数の種子生産がないと、ものすごく確率が低い。1羽、2羽でなくて何万羽とか何百万羽が一気に渡るときには動くと思います。それが一番よくあるのが干潟です。普通のため池ではなかなかそういうことが起こりにくい。琵琶湖とかだとそれは起こると思いますけど、琵琶湖みたいな大きな湖沼にエフクレタヌキモみたいな帰化植物が入って増えるということはまずないので、多分そこで死滅してしまう。琵琶湖に大きな集団があれば周辺のため池に運ばれるということはあると思うのですけ

ど、直接どこかの大きな集団からどこか別のため池に渡り鳥がぼんと動くという  
ような行動パターンではないと思うので、先ほど角野座長がおっしゃったよう  
に、大きな母集団がない状態であれば、今のところはそれほど気にする必要はな  
くて、どちらかという大きな母集団になりそうなところを特定外来生物に指定  
してつぶしてしまうほうが有効でしょう。

**【角野座長】** タヌキモの場合はタネよりも植物体そのものがくっついて広がるというケ  
ースが危惧されますね。

そうしましたら、エフクレタヌキモを指定候補種とすることについては異論ご  
ざいませぬ。

( 異議なし )

**【角野座長】** そしたら、今までの議論でビーチグラス、ツルヒヨドリ、ナガエモウセン  
ゴケ、エフクレタヌキモの4種を特定外来生物指定の候補種として全体会議に上  
げるという結論を得たということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

**【角野座長】** では、この4種について、3月に全体会合があるのですが、そこへ上げま  
して、そこで決定されれば環境省のほうで手続が進むことになります。

**【小林委員】** 指定についてではないのですが、資料についてお聞きしたいことがあり  
ます。資料2の扉をあけたところに環境雑草、有害雑草という箱があるのですけ  
ど、これの説明がなかったので、どういう趣旨でこれがついているのかお聞きし  
たい。

**【森川係長】** すみません。凡例というか注意みたいな形でつけておけばよかったのです  
けど、今御説明したビーチグラス以下4種の情報の中で、環境雑草と有害雑草と  
いう単語がいくつか出てきます。聞きなれない単語だと考えまして、その補足説  
明が必要ではないかと思ひまして、こちらに凡例というか、用語説明という形で  
記載させていただいたという趣旨です。

【小林委員】 用語説明ということがわかるようにしていただけるといい。

【森川係長】 承知しました。

【角野座長】 3月に行われる全体会合では、指定の考え方についても議論するのですが、植物の分科会で問題になったことも報告して議論してもらうこととなります。その中で、今回、候補種を4種に絞って挙げたわけですが、それに至るプロセスでは随分いろいろな候補種が挙がって、その中から絞ったといういきさつがあります。結局、今回候補に挙がらなかったのは、流通量の問題とか種の同定の難しさとか、そういういろいろな課題がクリアできないだろうということだったのですが、そのあたり、割と共通する問題ですので、環境省から御説明いただけますでしょうか。

【森川係長】 今、座長からも御発言いただいたように、今回の3月に行う予定としています全体会合で植物会合の結果を事務局から説明することになるのですが、今後の対策について御意見をいただきたいと思います。その前提として、外来種リストの中には200種の植物が掲載されておりますが、今回、指定候補として考えるのが4種に絞られた背景としてこちらが考えているものですが、規制の効果としては見込めるものは多くあったのですが、流通量が多くて普及啓発がまず必要であると考えられるもの。また、種の同定が難しく特定外来生物に指定したときの取り締まりという運用の面で課題があるものが多かったもの。また、これは今回のそもそもの指定の方針が未然防止という観点によるものですが、既にまん延状態などにあつて法規制による効果が今の時点ではかなり小さい。指定したところで対策が進むわけではないので、実際の防除の取り組みが必要にもかかわらず、法規制をただけでは効果が小さい、また、法規制によって社会的な影響が非常に大きいとされたものがございました。植物の指定のみではなくて、もちろん防除も含めた、普及啓発も含めた対策ということになるのですが、その点について、今後どのように進めていくべきなのか。その進めていくに当たっての検討すべき事項について、ぜひこの場をかりて御意見等をいただければと考えて

おります。

**【角野座長】** 外来の植物で被害が明らかなものとかリスクが予想されるものが数多くあるのですが、今御説明がありましたように流通量が非常に多くて、規制すると非常に影響が大きいものとか、同定が難しく、実際に指定しても抜け道があるとか、よくわからないというケースもあります。そういうことも含めて特定外来生物に指定するだけではなくて、いろいろな形での普及啓発が必要だろうし、特定外来生物を指定するためのいろいろな下地をつくっていくためにいろいろな努力も必要だと思うのですね。そのあたりもフリーにいろいろ皆さんの考えておられることを議論していただければと思います。どんなことからでも結構ですので、これから環境省に検討していただくべき問題、あるいは取り組んでいただくべき普及啓発の方法とか、そういうターゲットについて自由に御意見をいただければうれしく思います。

**【小林委員】** これは新しいことでは全然なくて、リストとか行動計画を検討しているときにもう既に挙がっていることだと思うのですけれども、このリストに挙げた種については、種の情報をきちんとつくっていくというお話だったと思うのですが、その作業がまだあまり進んでいないのか、あるいはオープンになっていないのか、そこが一番の現時点の問題で、やっぱり早急に進めないと、このリストだけでは、特に植物は非常に種類が多いですから、多分普通の人は何もわからない。その割に、例えば重点対策外来種に園芸スイレンというとんでもない普通のものが入っていて、どう使っているかわからないということになると思います。ですから、とにかくまずは種の情報をきちんと、できるだけ早く整理していただく。その中で、例えばスイレンみたいなものであれば、どういう場で問題なのかということが必要だし、それから、種の分類が不明確なものについては、やはりそこもきちんと説明をする。分布情報とか導入経路の問題もあるし、当然これは防除についても必要なわけですから、防除そのものもそうですけど、モニタリングの仕方も含めてきちんとした情報を提示することが、とにかく一番大事ではないかと思います。



【森川係長】 （種の情報を整理した）個票は今年度内に429種のうちの今のところ半分をつくることと、公表に向けて調整しているところです。来年、平成28年度にもう半分をつくり終えることとする予定で今進めています。その他の点については御意見を踏まえて参考にさせていただきます。

【角野座長】 現状をしっかりと把握して、そのリスク評価をするということですね。そういう意味で、防除はこういうふうにすべきだとか、そういう指針が出ればなお結構だと思います。そういうのを充実しないと、なぜこの種類が特定外来生物に指定されたのかということも説得力を欠きますので、ぜひ充実努めていただきたいと思います。

【黒川委員】 先ほど特定外来生物の指定のときに規制の効果とか流通量の問題、分類の問題という話があったのですが、特定外来生物に指定するということが外来種全体の管理の中でどういう位置づけになるのかというのが一般的にはわかりにくい。最初にもちょっと言いましたけれども、今回の指定のときの今回の考え方は、現時点での状況に応じてということになっていると思うのですが、実際には特定外来生物はこれだけのリストが出ていて、それは同じ規制がかかるわけです。これは規制しても仕方がないのではないかというものも入っている状況になっているわけです。その辺を、例えば指定も外していくということも今後検討するかどうか。とりあえずこの指定されているものは、規制を含めて今強化しなければいけないものだというような位置づけになるのだったら、まだわかりやすいと思います。規制すべきものと、そうでないものでどう管理するかが分かれてくると思うので、一旦指定したものを外すのはなかなか難しいと思うのですが、そういう整理が定期的にされていくことで、この特定外来生物の指定が、規制することがこれぐらい厳しいことだということが、より伝わると思います。その辺はすぐ全体的な話につながるのだと思いますが、意見としてお願いします。

【藤井委員】 今のことと関連しますが、まん延期といっても地域的にすごくアンバランスがあるんですね。例えば四国ではまん延しているけど、これはポテンシャル

ティーとしては日本全国に広がるという場合に、先ほどのアメリカハマグルマもそうですけど、まん延しているからちょっと難しいという判断に今だとならざるを得ないですね。国ではここまでしかできないけど、それぞれの地方自治体でやれることがあって、それをできるだけプッシュしてあげるとか推奨して、それぞれの地域レベルでの対策をもう少しきちんとしていただければ、今、九州でまん延している。それをせき止めたいけど、国レベルでは難しいという場合は、九州で頑張っただけであればということもあり得ると思う。今、そういう対策のオプションが国だけしかなくて、地方では指定されると予算を取れるという根拠になって、自分たちでやるけれど、そうではなくて、各地方で自分たち独自のこういうリストをつくって対策をするというような考え方をもっと広めていただく。これは多分10年、20年かかると思うのですが、それをしないと機能しないのではないか。特に先ほど言っていた地域的なまん延は、南西諸島でとめておけば大丈夫かもしれない。今回、南西諸島と小笠原は別でやっているからいいんですけど、例えば中国地方だけまん延しているけれどもという、そのオプションが全然ないので、その辺をどういうふうな仕組みをつくったらいいのかというのは、国としても考えていただきたいし、そのことに対してのアピールを地方行政にもしていくことを考えてほしいと思います。

**【小林委員】** 私も全くそのとおりだと思っているのですけれども、地方行政での環境分野にどれくらい力があるかという、県レベル、あるいは市町村レベルは非常に脆弱だと思います。比べてみると農水関係の組織は非常に強力だと思うわけですが、外来生物に関しての農水と環境省、あるいは国交省とかの地方レベルでの今後の連携をどう考えていらっしゃるかということも含めて、先ほどの藤井委員のお答えをいただきたいと思います。

**【角野座長】** 今の2人の御意見に環境省から御発言いただけますか。

**【立田室長補佐】** 特定外来生物の指定を外すという話ですけれども、今のところその議論はしていません。確かにおっしゃるとおり特定外来生物の中でかなり状況が異なるものが指定されており、その状況に応じて規制による効果の強さは違うと

思います。まん延しているものでも広げないという必要性はあるとは思っていますので、今すぐ外すということは、今のところは考えていないという状況です。

地域による、あるいは自治体の取り組みについて、外来種被害防止行動計画では、地域の取り組みを進める、あるいは地域でも地域版のリストを作るようにということを推奨しています。例えば、レッドリストは全国で作っているように、外来種のリストもそういった形を目指していくとか、場合によっては条例化していくという話を進めていくことを書いています。ただ、まだ外来種問題に関する担当している人数も、小林先生のおっしゃるとおり少ないですし、力も小さいということもあるので、これから藤井先生のおっしゃったように、場合によっては10年とか20年とかかかるのかもしれないですけども、じっくりやっていく必要があると思っているところです。

農水とか国交省との連携に関しては、環境省では地方環境事務所がございまして、毎年、ブロック会議を開き、そこで都道府県と地方整備局や農政局を呼んでおります。まだそれ自体が開催されるようになったのが昨年度からですけども、そういったところで地方自治体、あるいは国交省、農水省と現場レベルの協力をしていくという取り組みは少しずつ広まりつつあります。行動計画は3省で一緒に作ったということもありますので、これ自体の冊子を、国交省は国交省から直接各地方整備局に送っていただいて、そういったことも少しずつ進んでいるところです。まだ十分ではないというのはもちろんだと思います。

**【角野座長】** 行動計画が昨年度できて、内容は非常に素晴らしいと思うのですが、それを本当に実践できるかどうか問題なので、この行動計画は非常にいい指針だと思いますので、そういうことでいろいろな取り組みを具体化してもらうことが大切で、そのときに農水省、国交省、あるいは各都道府県との連携が非常に重要になってくると思います。環境省が事業部局でないものであれですけども、アカミミガメの対策とか、予算を結構配分しておられますよね。アカミミガメばかりという感じで、少額でもいいので、もうちょっとほかにもいろいろやればできることがあるのになど、私はちょっと思ったりしていることがあるのですが、その辺はまた柔軟にさせていただきたい。ああいうアカミミガメ対策は予算がぽんとあるのですか。

【立田室長補佐】 環境省には、生物多様性保全推進支援事業というものがあって、その中でアカミミガメを申請してくる自治体があるというのは実態としてありますけれども、アカミミガメ対策に特化したものではありません。その他には、例えば琵琶湖のオオバナミズキンバイなども行われてはいますし、熊本のスパルティナも自治体が支援事業を使ってやっていこうという話も出ていますので、徐々に広まりつつあると考えています。

【西田委員】 ちょっと前後するのですが、先ほど黒川委員から、特定外来から外すということについて、そういうことは考えていないという御回答だったのですが、関連して、特定外来という1つのくくりしかないのですが、根絶を目指すもの、一番極端な例でいくと、今回指定候補に挙げられているビーチグラスは侵入をさせないという体制の構築、初期だと根絶、まん延になれば被害を及ぼさない程度に管理しましょうという段階があるかと思えます。そういうような特定外来生物に指定した中での管理の段階はありますよね。それを明示するようなことはお考えじゃないでしょうか。

【立田室長補佐】 特定外来生物が、種類によってリストのように分けられているというのは理想的かもしれないのですが、一方で、まん延したものも少しでも拡げないようにという部分を外してしまうというのは、また問題があるとは思っているので、法制度として取り入れるかというのはすごく難しい問題だと思います。この特定外来生物は特にこういうところに注意ということについて、もう少しわかりやすくするというのは、1つあるのかとは思ってございます。一方で、ではこれは動かしてもいいということにはならないので、そのあたりを如何にうまく伝えるかというのは、課題ではあると思います。伝え方も含めて検討していかないといけないことだと思いますが、特定外来生物だからこうだ、そうではないものはこうだという単純な話ではないと思っております。

【西田委員】 そういったことを決めるために、先ほども出ていますが、分布の情報がすごく重要で、今回いただいた資料にも分布とか監視等に係る技術開発を推進す

るという文言もあるのですけれど、環境省さんはいろいろなところでモニタリングの事業をやられているかとは思いますが、特に侵入初期の外来生物に特化した形の分布調査、あるいは国交省さんもやられているような調査とあわせて総合的に外来生物の分布状況を比較的タイムスパンの短い間隔で提示していくといったようなことを考えてはもらえないのでしょうか。

**【立田室長補佐】** 外来種被害防止行動計画にも書いてあるのですが、まさにそれは理想的であると思います。今、各自治体に状況を伺ったり、先ほど紹介した地方のブロック会議で最新情報を集めたりをするようにしています。また、侵入初期のものについて、早期発見・防除の調査していくことも、また必要だとは思っており、そのあたりは課題として当然認識はしていますけれども、体制と予算の面も含めて考えていかないといけないと思っています。

**【角野座長】** そういう問題は全ての生物群に関係することなので、ぜひ論点を整理して、全体会合でも議論できるようにしていただきたいと思っています。

**【藤井委員】** 担当課は違うとは思いますが、生物多様性センターに働いていただいたらいかがでしょうか。あそこが最もやるべきところだろうと思います。実際にデータベースは国環研でやっていますが、やっぱり環境省としては生物多様性センターをきちんと動かしていただく。そこに各都道府県、あるいは地域のよく知っている人からの情報が直接ダイレクトに入って、それを年間何万件もハンドリングするというぐらいのシステムを構築していただかないと、とても外来生物の分布情報は一元化できない。何とかそこをやっていただければと思います。

**【小林委員】** そうやってネットワークをつくっていくことも大事ですけど、環境省自体がやれることとして、緑の国勢調査がございませうね。あれは直轄のものなので、現在の様式だと外来生物をうまくピックアップできるような調査内容になっていないので、それは早急に改善していただきたいと思っています。

**【高橋委員】** 先ほどの議論と同じですが、もう既に産業が関わっている種類に関

しては、先ほど西田先生から御指摘があったように、具体的にどうしていくのかというところが大きな議論になっていて、場合によっては学会を巻き込んでどうしようかという議論に発展していることがいっぱいあると思いますので、先ほどのような管理のレベルというか、状況に応じた、そこが一番急務になっていく。それから、先ほど座長がおっしゃられた、産業に対してどんな影響があるかというところは大事なところかなと思いましたので、今議論があった農水省との関係、特にイネ科の先ほどの議論のような草本のグループに関しては産業との関わりが大きいので、監督官庁は、輸出入に関わる場所は農水省がやっているはずですので、新しい建設系に関係するところは国交省が関係すると思いますので、多分そこの関係と、あとは、既にもう全国にあるいろんな種の管理のオーダーをどんなふうやっていくかというところが一番大事なかなと思って、一番急務かなという感覚を持っております。

**【角野座長】**　そういうふうに特定外来生物の指定にかかわることだけでも、いろいろ問題が山積かと思うのですが、外来生物対策全体を、外来生物も1つの武器としてどういうふうに進めていくかということが大事で、その中で普及啓発が大事ですが、普及啓発の中にもいろいろな対象とかレベルとか目的があって、特定外来生物に指定されているので防除作業の取り組みを一般市民の人がしたいという声はあります。だけど、どういうふうにしたらいいのかわからないとか、こんなことはしてはいけないのではないとか、そういう危惧があるので、そういう取り組みの進め方についてもいろいろとアドバイスをいただきたいですし、いろんな趣味で飼っておられる方が、昆虫でも水草でもそうですけれども、そういうものを飼育・栽培するときのルールがあるということ、日本は本当に徹底していない。ヨーロッパはもうちょっと自覚が高いと思うのですが、そういう啓発だとか、外来種がなぜ問題なのかといった一般社会に対する啓発もまだまだ必要だと思いますので、これは環境省だけに任せるわけにはいきませんが、そういうことをいろいろな立場の人がそれぞれやっていくようにしなければいけないと思います。

**【濱野委員】**　逆の考え方がありまして、先ほどのアメリカハマグルマのサンゴ礁とか特

殊環境に入ってくるものがありますよね。今は生物そのものを指定していますが、この場所にはこれは来たら困るというような、特定外来生物が入っては困るエリアを逆に指定するのも1つかなという気がしているんですね。小笠原は島嶼ですから、小笠原や何かはすごく注目を浴びていますけれども、まだまだ地域のいろいろな多様性を持った群落がたくさんあるわけですから、そういう場所へ入ってきたら困る。これは先ほどのナガエモウセンゴケが尾瀬に持ち込まれては困るという気がすごくしているんですね。モウセンゴケをやっていた学生がいたものですから、千葉のほうを見ていると、確かに人里近くではナガエノモウセンゴケが結構見つかりました。尾瀬は行って見ているということはないのですけれども、ただ、マニアの少し考えの違う人がいれば、そういう自己主張的なことも起きちゃう可能性があるのではないかという気がしています。生物テロではありませんけれども、守りという視点からいけば、地域も1つの見方があるのかなという気がしております。ちょっとそんなことが気になったところです。

**【角野座長】** 昨年、リストを検討したときには、例えば白山のコマクサとか、そういうふうな具体的なハビタットの問題も考えたのですが、それをもうちょっと一般化することも1つの視点だという御指摘だと思います。

**【黒川委員】** 違う話になってしまうかもしれませんが、実は今、農耕地で外来雑草問題が非常にひどいです。非常に深刻だし、もともと入ってきているものは農業が原因で、輸入飼料が原因で外来雑草のタネがたくさん入ってきているという現状があります。本来、植物防疫法のところかとも思うのですけれども、現状では法律の対象になっていないということで、植物防疫課の人に聞くと、今は外来生物法があるので農林水産業被害もここで取り扱うことになっているから、そこで一本化して管理すべき話ではないかという話が出る。一方で、こういう会議の中では農林水産業被害だけだと、少なくとも植物に関しては管理対象として注目されないところがあって、そのあたりがすっぱり抜けてしまっているのかなというのがすごく心配で、農林水産省の管轄になるとは思いますが、それは外来生物法の中でどの程度突っ込んで、今後検討していくのかというところが課題としてあると考えています。

【角野座長】 このお話は議論するとエンドレスなので、これぐらいにしたいと思うのですが、いろいろ課題がありますので、またこれからも皆さんの意見を聞きながら、外来生物対策を進めていっていただきたいと思います。

それでは、議題(2)の4種の候補種としての選定についてはこれで終わりました、次に、議題(3)その他ですが、何かございますでしょうか。

【森川係長】 資料1のところでも若干御説明申し上げたのですが、今日こちらが候補種として挙げた4種について、グループ会合としての御了承をいただいたわけですが、今後のスケジュールについて簡単に御説明さしあげます。

3月に全体会合を開催いたしまして、そちらで本日の植物を含め両生類、爬虫類、魚類の4つの分類群について全体会合で再度議論を行います。その後、そちらのほうで御了承いただいた後に具体的な指定のためのプロセスに入っていくこととしまして、パブリックコメント、法律に基づく指定の手続等進めていき、7月ごろをめどに指定をするというスケジュールで進めてまいりたいと思います。また、3月の全体会合の結果、もしくは今日御議論いただいた中で、学名の件とか若干調整すべき点については、また全体会合までに委員の先生方にメール等で御確認させていただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【角野座長】 それでは、予定されていた議事を終えましたので、事務局に返したいと思います。

【森川係長】 角野座長、ありがとうございました。また、最後の御議論、ありがとうございました。

以上をもちまして第7回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物）の会合は閉会といたします。ありがとうございました。

以上